

別紙 I 『料金表』(1割負担の場合)

認知症対応型共同生活介護の利用料金表(1日につき)

(1)基本部分 サービス内容(2ユニットのグループホーム)

自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
 下記の利用料によって、入居者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、入居者様の要介護度に応じて異なります)。

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者様の要介護度とサービス利用料金	7,490 円	7,530 円	7,880 円	8,120 円	8,280 円	8,450 円
2. うち介護保険から給付される金額	6,741 円	6,777 円	7,092 円	7,308 円	7,452 円	7,605 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	749 円	753 円	788 円	812 円	828 円	845 円

※ 3ユニットで夜勤職員の数を2人以上とする場合(1日につき)50円減額となります。

※ 上記自己負担額のほかに、下記の事業所の体制に応じて負担していただく加算、また、入居者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の対象とならない料金(介護保険負担分とは別に支払うべきもの)の費用をご負担いただきます。

※事業所の体制に応じて負担していただく加算(1割負担の場合)

加算	概要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ③以下のいずれかの割合 ※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ※介護・看護職員のうち常勤職員の占める割合 ※入居者に直接サービスを提供する職員のうち勤続年数7年以上の者が占める割合	① 22 円/日 ② 18 円/日 ③ 6 円/日 上記のうちいずれか	有
医療連携体制加算	(イ) 事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置し連絡体制の確保を行っている場合	57 円/日	
	(ロ)事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置している場合又は配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携体制を確保している場合	47 円/日	有
	(ハ)事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保している場合	37 円/日	
	(ニ)上記に加え算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上であること 喀痰吸引の実施▽経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養の実施 呼吸障害等により人工呼吸器を使用▽中心静脈注射を実施▽人工腎臓を実施▽重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施▽人工膀胱または人工肛門の処置を実施▽褥瘡に対する治療を実施▽気管切開が行われている▽留意カテーテルを使用 インスリン注射を実施	5 円/日	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員等に技術的助言・指導を行い、施設の口腔ケア・マネジメント計画を作成した場合	30 円/月	有
栄養管理体制加算	管理栄養士(外部との連携含む)が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合	30 円/月	有
科学的介護推進体制加算	入居者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合	40 円/月	有
夜間支援体制加算Ⅱ	夜間における入居者の安全確保の強化のため、夜勤職員に加え宿直職員を配置した場合 ※要件を満たし常勤換算方法で0.9人以上の夜勤職員を加配した場合においても算定可能	25 円/月	

高齢者施設等感染対策向上加算	施設内で感染者が発生した場合に、医療機関との連携のうえで施設内で感染者の療養を行い、他の入居者への感染拡大を防止する体制を構築した場合 ①協力医療機関等と新興感染症や一般的な感染症が発生した際の対応を取り決め、連携して適切に対応できる体制を確保している場合 医療機関や医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修や訓練に1年に1回以上参加した場合 ②3年に1回以上、医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	① 10 円/月 ② 5 円/月 上記のうちいずれか	
生産性向上推進体制加算	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等を検討するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行った場合 ①見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、業務改善の取組効果を示す情報提供を行い、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組を示す情報提供を行った場合	① 100 円/月 ② 10 円/月 上記のうちいずれか	有
協力医療機関連携加算	協力医療機関と入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合 ①相談対応を行う体制、診療体制を確保している場合 ②①以外の場合	① 100 円/月 ② 40 円/月 上記のうちいずれか	有
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置した場合 ②上記①の要件を満たしていない場合	① 18.6% ② 17.8% 料金に加算	有

入居様の状況に応じて負担していただく加算

加算	概要	自己負担額
初期加算	利用を開始された日から起算して30日以内の期間(30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入居された場合も同様)	30 円/月
認知症専門ケア加算	(I)認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	該当者の方に 3 円/日
	(II) I の基準に該当し、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しているものを1名以上配置し、研修計画を作成、実施していること。	4 円/日
生活機能向上連携加算 I	ICTの活用等に外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練マネジメントを行った場合	① 100 円/月 3ヶ月に1回
生活機能向上連携加算 II	外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練のマネジメントを行った場合	② 200 円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	(I)利用開始時及び利用中6か月ごとに入居者の口腔の健康状態と栄養状態について確認し、当該情報を計画作成担当者に文書で共有した場合	20 円/回 6月に1回を限度
	(II)利用開始時及び利用中6か月ごとに入居者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を計画作成担当者に文書で共有した場合	5 円/回 6月に1回を限度
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であるとの判断に基づき緊急に入居した場合(利用開始日から7日を限度)	200 円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の入居者に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合	120 円/月

退居時相談援助加算	入居者の退居時に退居後の居宅サービス等の相談援助を行い、居住地の市町村及び地域包括支援センター・在宅介護支援センター・サービス提供事業所に文書にて介護情報を提供した場合	400 円/回
入院時費用	入居者が病院又は診療所への入院を要した場合	246 円/日 (1月に6日を限度)
退居時情報提供加算	入居者が退居し、医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して心身の状況、生活歴等の情報提供を行った場合	250 円/回
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断した入居者に看取り介護を行い、当事業所やご自宅若しくは病院又は診療所等で死亡された場合(看取り介護を開始してから亡くなるまでの間のうち当事業所でおられた日数) ①死亡日以前31日以上45日以下 ②死亡日以前4日以上30日以下 ③死亡日前日・前々日 ④死亡日 ※当加算は死亡月に最大45日間算定させていただきます	① 72 円/日 ② 144 円/日 ③ 680 円/日 ④ 1,280 円/日
認知症チームケア推進加算	①入居者毎に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づき認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケア及びケアマネジメントを実施した場合 ② ①に加えて、認知症介護の指導に関する専門的な研修を修了したものを配置し、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合	① 120 円/月 ② 150 円/月 上記のうちいずれか
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時において、施設内で感染した入居者に必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保したうえ、施設内での療養を行った場合	240 円/日 1月に1回 連続して5日が限度

(2) 介護保険の対象とならない料金(介護保険負担分とは別に支払うべきもの)

内容	金額および備考	
居住費	日額800円	※外泊または入院時に居室を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。
光熱水費	日額500円	※ただし、入院・外泊期間においては250円を徴収させていただきます。
食費	朝食250円 昼食400円 (おやつ含む) 夕食350円	※外出等で食事が不要の場合、3日前までに届け出があった場合は料金をいたしません。

(3) その他費用(実費)

① レクリエーション、クラブ活動参加の費用(実費)

入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金: 創作・手芸等において自分自身の作品を作られる場合は材料代等の実費をいただきます。また、その他入居者の希望・選択で参加される行事等で、入居者にご負担いただくのが適当と思われるものの実費を頂きます。

- 一 主なレクリエーション行事 遠足、買い物会、各種演芸会、事業所の祭り等
- 二 クラブ活動 書道、茶道、華道、手芸等

② 複写物の交付

入居者又はその家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、下記の費用を頂きます。

1枚につき10円(税込み)

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で、入居者にご負担いただくことが適当であるものについては、その費用をご負担いただきます。

④ 貴重品の管理

入居者又は家族の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

- 管理する金銭の形態: 事業所の指定する金融機関に預けている預貯金
- お預かりする物: 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書保管管理責任者: 事業所の管理者
- 出納方法: 手続きの概要は以下の通りです。預貯金の預入及び引出しは、預り金規程に基づき行い、その管理費用は当分の間無料とします。

- ・預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預貯金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、確認のために定期的にその写し等を入居者又は家族へ交付します。

別紙 I 『料金表』(2割負担の場合)

認知症対応型共同生活介護の利用料金表(1日につき)

(1)基本部分 サービス内容(2ユニットのグループホーム)

自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
 下記の利用料によって、入居者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、入居者様の要介護度に応じて異なります)。

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者様の要介護度とサービス利用料金	7,490 円	7,530 円	7,880 円	8,120 円	8,280 円	8,450 円
2. うち介護保険から給付される金額	5,992 円	6,024 円	6,304 円	6,496 円	6,624 円	6,760 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,498 円	1,506 円	1,576 円	1,624 円	1,656 円	1,690 円

※ 3ユニットで夜勤職員の数を2人以上とする場合(1日につき)50円減額となります。

※ 上記自己負担額のほかに、下記の事業所の体制に応じて負担していただく加算、また、入居者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の対象とならない料金(介護保険負担分とは別に支払うべきもの)の費用をご負担いただきます。

※事業所の体制に応じて負担していただく加算(1割負担の場合)

加算	概要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ③以下のいずれかの割合 ※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ※介護・看護職員のうち常勤職員の占める割合 ※入居者に直接サービスを提供する職員のうち勤続年数7年以上の者が占める割合	① 44 円/日 ② 36 円/日 ③ 12 円/日 上記のうちいずれか	有
医療連携体制加算	(イ) 事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置し連絡体制の確保を行っている場合	114 円/日	
	(ロ)事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置している場合又は配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携体制を確保している場合	94 円/日	有
	(ハ)事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保している場合	74 円/日	
	(ニ)上記に加え算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上であること 喀痰吸引の実施▽経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養の実施 呼吸障害等により人工呼吸器を使用▽中心静脈注射を実施▽人工腎臓を実施▽重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施▽人工膀胱または人工肛門の処置を実施▽褥瘡に対する治療を実施▽気管切開が行われている▽留意カテーテルを使用 インスリン注射を実施	10 円/日	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員等に技術的助言・指導を行い、施設の口腔ケア・マネジメント計画を作成した場合	60 円/月	有
栄養管理体制加算	管理栄養士(外部との連携含む)が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合	60 円/月	有
科学的介護推進体制加算	入居者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合	80 円/月	有
夜間支援体制加算Ⅱ	夜間における入居者の安全確保の強化のため、夜勤職員に加え宿直職員を配置した場合 ※要件を満たし常勤換算方法で0.9人以上の夜勤職員を加配した場合においても算定可能	50 円/月	

高齢者施設等感染対策向上加算	施設内で感染者が発生した場合に、医療機関との連携のうえで施設内で感染者の療養を行い、他の入居者への感染拡大を防止する体制を構築した場合 ①協力医療機関等と新興感染症や一般的な感染症が発生した際の対応を取り決め、連携して適切に対応できる体制を確保している場合 医療機関や医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修や訓練に1年に1回以上参加した場合 ②3年に1回以上、医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	① 20 円/月 ② 10 円/月 上記のうちいずれか	
生産性向上推進体制加算	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等を検討するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行った場合 ①見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、業務改善の取組効果を示す情報提供を行い、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組を示す情報提供を行った場合	① 200 円/月 ② 20 円/月 上記のうちいずれか	有
協力医療機関連携加算	協力医療機関と入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合 ①相談対応を行う体制、診療体制を確保している場合 ②①以外の場合	① 200 円/月 ② 80 円/月 上記のうちいずれか	有
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置した場合 ②上記①の要件を満たしていない場合	① 18.6% ② 17.8% 料金に加算	有

入居者の状況に応じて負担していただく加算

加算	概要	自己負担額
初期加算	利用を開始された日から起算して30日以内の期間(30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入居された場合も同様)	60 円/月
認知症専門ケア加算	(I)認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	該当者の方に 6 円/日
	(II) I の基準に該当し、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しているものを1名以上配置し、研修計画を作成、実施していること。	8 円/日
生活機能向上連携加算 I	ICTの活用等に外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練マネジメントを行った場合	① 200 円/月 3ヶ月に1回
生活機能向上連携加算 II	外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練のマネジメントを行った場合	② 400 円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	(I)利用開始時及び利用中6か月ごとに入居者の口腔の健康状態と栄養状態について確認し、当該情報を計画作成担当者に文書で共有した場合	40 円/回 6月に1回を限度
	(II)利用開始時及び利用中6か月ごとに入居者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を計画作成担当者に文書で共有した場合	10 円/回 6月に1回を限度
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であるとの判断に基づき緊急に入居した場合(利用開始日から7日を限度)	400 円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の入居者に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合	240 円/月

退居時相談援助加算	入居者の退居時に退居後の居宅サービス等の相談援助を行い、居住地の市町村及び地域包括支援センター・在宅介護支援センター・サービス提供事業所に文書にて介護情報を提供した場合	800 円/回
入院時費用	入居者が病院又は診療所への入院を要した場合	492 円/日 (1月に6日を限度)
退居時情報提供加算	入居者が退居し、医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して心身の状況、生活歴等の情報提供を行った場合	250 円/回
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断した入居者に看取り介護を行い、当事業所やご自宅若しくは病院又は診療所等で死亡された場合(看取り介護を開始してから亡くなるまでの間のうち当事業所でおられた日数) ①死亡日以前31日以上45日以下 ②死亡日以前4日以上30日以下 ③死亡日前日・前々日 ④死亡日 ※当加算は死亡月に最大45日間算定させていただきます	① 144 円/日 ② 288 円/日 ③ 1,360 円/日 ④ 2,560 円/日
認知症チームケア推進加算	①入居者毎に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づき認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケア及びケアマネジメントを実施した場合 ② ①に加えて、認知症介護の指導に関する専門的な研修を修了したものを配置し、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合	① 240 円/月 ② 300 円/月 上記のうちいずれか
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時において、施設内で感染した入居者に必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保したうえ、施設内での療養を行った場合	480 円/日 1月に1回 連続して5日が限度

(2) 介護保険の対象とならない料金(介護保険負担分とは別に支払うべきもの)

内容	金額および備考	
居住費	日額800円	※外泊または入院時に居室を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。
光熱水費	日額500円	※ただし、入院・外泊期間においては250円を徴収させていただきます。
食費	朝食250円 昼食400円 (おやつ含む) 夕食350円	※外出等で食事が不要の場合、3日前までに届け出があった場合は料金をいたしません。

(3) その他費用(実費)

- ① レクリエーション、クラブ活動参加の費用(実費)

入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金: 創作・手芸等において自分自身の作品を作られる場合は材料代等の実費をいただきます。また、その他入居者の希望・選択で参加される行事等で、入居者にご負担いただくのが適当と思われるものの実費を頂きます。

 - 一 主なレクリエーション行事 遠足、買い物会、各種演芸会、事業所の祭り等
 - 二 クラブ活動 書道、茶道、華道、手芸等
- ② 複写物の交付

入居者又はその家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、下記の費用を頂きます。
1枚につき10円(税込み)
- ③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で、入居者にご負担いただくことが適当であるものについては、その費用をご負担いただきます。
- ④ 貴重品の管理

入居者又は家族の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

 - 管理する金銭の形態: 事業所の指定する金融機関に預けている預貯金
 - お預かりする物: 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書保管管理責任者: 事業所の管理者
 - 出納方法: 手続きの概要は以下の通りです。預貯金の預入及び引出しは、預り金規程に基づき行い、その管理費用は当分の間無料とします。
 - ・預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預貯金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、確認のために定期的にその写し等を入居者又は家族へ交付します。

別紙 I 『料金表』(3割負担の場合)

認知症対応型共同生活介護の利用料金表(1日につき)

(1)基本部分 サービス内容(2ユニットのグループホーム)

自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
 下記の利用料によって、入居者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、入居者様の要介護度に応じて異なります)。

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者様の要介護度とサービス利用料金	7,490 円	7,530 円	7,880 円	8,120 円	8,280 円	8,450 円
2. うち介護保険から給付される金額	5,243 円	5,271 円	5,516 円	5,684 円	5,796 円	5,915 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	2,247 円	2,259 円	2,364 円	2,436 円	2,484 円	2,535 円

※ 3ユニットで夜勤職員の数を2人以上とする場合(1日につき)50円減額となります。

※ 上記自己負担額のほかに、下記の事業所の体制に応じて負担していただく加算、また、入居者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の対象とならない料金(介護保険負担分とは別に支払うべきもの)の費用をご負担いただきます。

※事業所の体制に応じて負担していただく加算(1割負担の場合)

加算	概要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ③以下のいずれかの割合 ※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ※介護・看護職員のうち常勤職員の占める割合 ※入居者に直接サービスを提供する職員のうち勤続年数7年以上の者が占める割合	① 66 円/日 ② 54 円/日 ③ 18 円/日 上記のうちいずれか	有
医療連携体制加算	(イ) 事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置し連絡体制の確保を行っている場合	171 円/日	
	(ロ)事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置している場合又は配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携体制を確保している場合	141 円/日	有
	(ハ)事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保している場合	111 円/日	
	(ニ)上記に加え算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上であること 喀痰吸引の実施▽経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養の実施 呼吸障害等により人工呼吸器を使用▽中心静脈注射を実施▽人工腎臓を実施▽重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施▽人工膀胱または人工肛門の処置を実施▽褥瘡に対する治療を実施▽気管切開が行われている▽留意カテーテルを使用 インスリン注射を実施	15 円/日	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員等に技術的助言・指導を行い、施設の口腔ケア・マネジメント計画を作成した場合	90 円/月	有
栄養管理体制加算	管理栄養士(外部との連携含む)が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合	90 円/月	有
科学的介護推進体制加算	入居者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合	120 円/月	有
夜間支援体制加算Ⅱ	夜間における入居者の安全確保の強化のため、夜勤職員に加え宿直職員を配置した場合 ※要件を満たし常勤換算方法で0.9人以上の夜勤職員を加配した場合においても算定可能	75 円/月	

高齢者施設等感染対策向上加算	施設内で感染者が発生した場合に、医療機関との連携のうえで施設内で感染者の療養を行い、他の入居者への感染拡大を防止する体制を構築した場合 ①協力医療機関等と新興感染症や一般的な感染症が発生した際の対応を取り決め、連携して適切に対応できる体制を確保している場合 医療機関や医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修や訓練に1年に1回以上参加した場合 ②3年に1回以上、医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	① 30 円/月 ② 15 円/月 上記のうちいずれか	
生産性向上推進体制加算	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等を検討するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行った場合 ①見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、業務改善の取組効果を示す情報提供を行い、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組を示す情報提供を行った場合	① 300 円/月 ② 30 円/月 上記のうちいずれか	
協力医療機関連携加算	協力医療機関と入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合 ①相談対応を行う体制、診療体制を確保している場合 ②①以外の場合	① 300 円/月 ② 120 円/月 上記のうちいずれか	有
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置した場合 ②上記①の要件を満たしていない場合	① 18.6% ② 17.8% 料金に加算	有

入居様の状況に応じて負担していただく加算

加算	概要	自己負担額
初期加算	利用を開始された日から起算して30日以内の期間(30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入居された場合も同様)	90 円/月
認知症専門ケア加算	(I)認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	該当者の方に 9 円/日
	(II) I の基準に該当し、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しているものを1名以上配置し、研修計画を作成、実施していること。	12 円/日
生活機能向上連携加算 I	ICTの活用等に外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練マネジメントを行った場合	① 300 円/月 3ヶ月に1回
生活機能向上連携加算 II	外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練のマネジメントを行った場合	② 600 円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	(I)利用開始時及び利用中6か月ごとに入居者の口腔の健康状態と栄養状態について確認し、当該情報を計画作成担当者に文書で共有した場合	60 円/回 6月に1回を限度
	(II)利用開始時及び利用中6か月ごとに入居者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を計画作成担当者に文書で共有した場合	15 円/回 6月に1回を限度
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であるとの判断に基づき緊急に入居した場合(利用開始日から7日を限度)	600 円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の入居者に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合	360 円/月

退居時相談援助加算	入居者の退居時に退居後の居宅サービス等の相談援助を行い、居住地の市町村及び地域包括支援センター・在宅介護支援センター・サービス提供事業所に文書にて介護情報を提供した場合	1,200 円/回
入院時費用	入居者が病院又は診療所への入院を要した場合	738 円/日 (1月に6日を限度)
退居時情報提供加算	入居者が退居し、医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して心身の状況、生活歴等の情報提供を行った場合	750 円/回
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断した入居者に看取り介護を行い、当事業所やご自宅若しくは病院又は診療所等で死亡された場合(看取り介護を開始してから亡くなるまでの間のうち当事業所でおられた日数) ①死亡日以前31日以上45日以下 ②死亡日以前4日以上30日以下 ③死亡日前日・前々日 ④死亡日 ※当加算は死亡月に最大45日間算定させていただきます	① 216 円/日 ② 432 円/日 ③ 2,040 円/日 ④ 3,840 円/日
認知症チームケア推進加算	①入居者毎に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づき認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケア及びケアマネジメントを実施した場合 ② ①に加えて、認知症介護の指導に関する専門的な研修を修了したものを配置し、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合	① 360 円/月 ② 450 円/月 上記のうちいずれか
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時において、施設内で感染した入居者に必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保したうえ、施設内での療養を行った場合	720 円/日 1月に1回 連続して5日が限度

(2)介護保険の対象とならない料金(介護保険負担分とは別に支払うべきもの)

内容	金額および備考	
居住費	日額800円	※外泊または入院時に居室を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。
光熱水費	日額500円	※ただし、入院・外泊期間においては250円を徴収させていただきます。
食費	朝食250円 昼食400円 (おやつ含む) 夕食350円	※外出等で食事が不要の場合、3日前までに届け出があった場合は料金をいたしません。

(3)その他費用(実費)

①レクリエーション、クラブ活動参加の費用(実費)

入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金:創作・手芸等において自分自身の作品を作られる場合は材料代等の実費をいただきます。また、その他入居者の希望・選択で参加される行事等で、入居者にご負担いただくのが適当と思われるものの実費を頂きます。

- 一 主なレクリエーション行事 遠足、買い物会、各種演芸会、事業所の祭り等
- ニ クラブ活動 書道、茶道、華道、手芸等

② 複写物の交付

入居者又はその家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、下記の費用を頂きます。

1枚につき10円(税込み)

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で、入居者にご負担いただくことが適当であるものについては、その費用をご負担いただきます。

④ 貴重品の管理

入居者又は家族の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

- 管理する金銭の形態:事業所の指定する金融機関に預けている預貯金
- お預かりする物:上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書保管管理責任者:事業所の管理者
- 出納方法:手続きの概要は以下の通りです。預貯金の預入及び引出しは、預り金規程に基づき行い、その管理費用は当分の間無料とします。
- ・預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預貯金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、確認のために定期的にその写し等を入居者又は家族へ交付します。